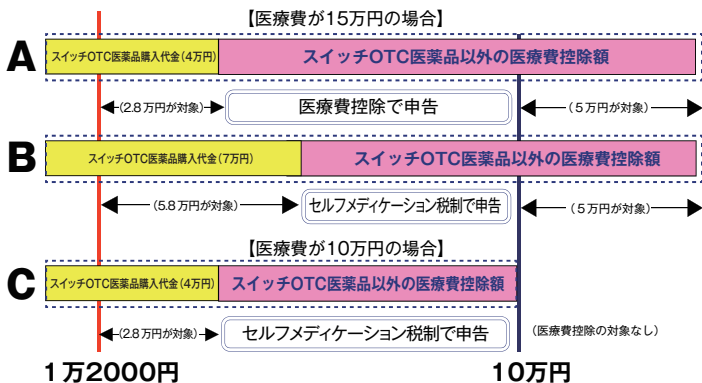


医療費控除とセルフメディケーション税制

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン



2月16日から確定申告が始まります。会社員の人でも1年間の医療費が多額になれば医療費控除を受けるために確定申告を行っていると思います。

医療費控除とは、配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除と同じ所得控除の1つですが、職場の年末調整では計算されません。1年間の家族の医療費合計額が10万円(所得によって異なり、最高で200万円)を超えた場合、確定申告をすることでその年の所得税の一部が還付され、翌年の住民税が減税になります。

医療費控除の対象となるのは、病気やけがの治療のための対価なので、病院などで支払った治療代や薬代、治療通院時の公共交通機関の料金も対象です。一般的には、保険からの給付金などを差し引いて10万円を超えないと税金の還付が受けられません。そこで平成29年1月1日から医療費控除の特例としてスタートしたのが、「セルフメディケーション税制」です(平成33年12月31日まで)。来年の確定申告から利用できます。セルフメディケーションとは、「自分の健康を自分で責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」という意味です。ドラッグストアなどで「スイッチOTC医薬品」を購入した場合、その年に支払った購入合計が、

家族で1万2000円を超える金額(上限8万8000円)について確定申告をすると節税ができる医療費控除です。スイッチOTC医薬品は、もともと医師の判断でしか使用することができなかった医薬品を、ドラッグストアなどでの販売を許可したものです。風邪薬や胃薬など、該当する医薬品は約1500品目もあるようです。

セルフメディケーション税制は、医療費控除と同時に利用できません。来年からは、どちらで利用する方が、控除額が大きくなるのかを、図のように年間の医療費の内訳で計算してみる必要があります。

セルフメディケーション税制を利用する場合、確定申告には、納税する人が、予防接種や健康診断などを受けている証明として「領収書」や「結果通知表」の提出が求められます。また、スイッチOTC医薬品の領収書の添付が必要になるので、今年から家族の分も含めて、ドラッグストアなどの医薬品の領収書は捨てずにとっておきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
 サークティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00